

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2013年1月度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年12月（関東地方）
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入（実績報告）や引渡報告が行われていた。
正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。
＜規約第7条1.（3）および（8）＞
- H24年10月（中部地方）
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
＜規約第7条1.（5）＞
- H24年7月（関東地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破碎業者に引き渡そうとしていた。
正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。
＜規約第7条1.（5）および（8）＞
- H22年11月（中部地方）
エアバッグ類（運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破碎業者に引き渡そうとしていた。および、相当の期間を定めて是正を促しても是正しなかった。
＜規約第7条1.（1）および（5）＞